

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、三七三号

平成十四年六月四日

(火曜日)

告示

目次

土地改良区の役員の内任	(農村整備課)	一
土地改良区の定款変更の認可	("	一
県営土地改良事業計画の変更	("	一
保安林予定森林	(森林整備課)	二
道路の位置の指定	(建築住宅課)	二
毒物劇物取扱者試験の実施	(薬事衛生課)	二
地積を特に減じて換地を定める土地の指定	(農村整備課)	三
特定調達公告	島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務委(中央病院)	四
託に係る随意契約の相手方等(二件)		
正誤		
中	平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第四九号(教育庁総務課)	五

告示

示

島根県告示第五百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の内任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年六月四日

浜田市土地改良区

一 就任した役員の内任及び住所

理事

川崎 眞之 浜田市上府町イ六七一番地

二 就任年月日

平成十四年三月二十日

島根県告示第五百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、益田市土地改良区の定款変更を平成十四年五月二十七日付けで認可した。

平成十四年六月四日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第五百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、馬越路地区を受益地域とする用排水施設事業(県営ため池等整備事業)の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関するものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年六月四日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

馬越路地区用排水施設事業(県営ため池等整備事業)変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

五箇村役場

島根県告示第五百六十二号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年六月四日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

簸川郡佐田町大字原田四〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第五百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

平成十四年六月四日

一 道路の位置

八束郡東出雲町錦新町七丁目四番式五、同

四番参六、同

四番三七、

同 四番三八、同

四番三五

二 道路の幅員

四・九〇メートル

三 道路の延長

三七・一〇メートル

四 位置標示方法

別紙図面図示位置に、可変側溝、L型側溝、地先境界ブロック及び境界プレートを設置して標示する。

五 指定の年月日及び番号

平成十四年五月二十四日 第一号

備考

別紙図面は、松江土木建築事務所及び東出雲町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公

告

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）の規定により、平成十四年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

平成十四年六月四日

島根県知事 澄田信義

一 試験日時

平成十四年七月二十三日（火）午前九時三十分から午後零時十分まで

二 試験場所

松江会場 松江市東津田町一七四一番地一 松江合同庁舎

大田会場 大田市長久町長久ハ七番地一 大田集合庁舎

浜田会場 浜田市片庭町二五四番地 浜田合同庁舎

三 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

- 1 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
- 2 実地試験
 - 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（記述式による。）

五 受験願書の請求先

住所地为管轄する健康福祉センター（隠岐郡については隠岐支庁健康福祉局）に請求すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒六九〇一〇八八七松江市殿町百二十八番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書し、八十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

六 受験願書の受付期間

平成十四年六月五日（水）から同年六月十八日（火）まで
 なお、郵送の場合は、六月十八日付けの消印のあるものまでを有効とする。

七 受験願書等の提出先

住所地为管轄する健康福祉センター（隠岐郡については隠岐支庁健康福祉局）へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

八 提出書類

- 1 受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和五十一年島根県規則第五十一号）第十二号様式によること） 正副二通

2 写真（出願前六月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦五センチメートル、横四センチメートルのもの）を、受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和二十六年島根県告示第二百号）第二号様式によること。）に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの一通

九 受験手数料

一万五百円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めること。
 この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

十 合格者の発表

平成十四年八月三十日（金）に島根県庁前の掲示板、隠岐支庁及び健康福祉センターに掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

十一 その他

この試験についての問い合わせは、最寄りの健康福祉センター（隠岐郡については隠岐支庁健康福祉局）又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事係（電話（松江）二二一五二五九）にすること。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業名島地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。
 平成十四年六月四日

島根県知事 澄田信義

一 従前の土地の表示

市郡町村	大字	字	地番	地目	地積 (平方メートル)	特に減ずる地積 (平方メートル)	摘要
簸川郡 斐川町	名島	別名	五一三	田	一、〇六九	五〇〇	

〃	〃	四六六一	〃	二四七	二四七	
〃	鳥井 井上	九四一	〃	一、〇九一	三五〇・六六	
〃	〃	一六一	〃	一、一七九	五〇〇	
〃	〃	二一四	〃	一、一五二	四一三	
〃	〃	三一五	〃	五九一	三〇〇	
〃	各處	一五八一	〃	六三〇	三三九	

二 指定年月日
平成十四年五月二十三日

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成14年6月4日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

- 1 役務の名称及び数量
島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院経営企画課 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成14年4月1日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社島根支店 島根県松江市学園南2丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
246,583,772円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成14年6月4日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

- 1 役務の名称及び数量
島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院経営企画課 島根県出雲市姫原4丁目1番1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成14年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
松下ネットワークオペレーションズ株式会社 東京都港区芝浦1丁目12番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
40,824,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

正

誤

平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第四九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	箇所	誤	正
十	下	第十七条の二の表中	第一研修班、第二研修班、第三研修班	研修第一班、研修第二班、研修第三班

毎週火・金曜日発行

平成十四年六月四日印刷
平成十四年六月四日発行

発行者

島

根

県

発行所

松江学園南町

松江学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)